

議員提出第3号

令和5年3月22日

「反撃能力」の保持と防衛予算の倍増を閣議決定した政府方針の撤回を求める意見書

地方自治法第112条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 平林 明 様

提出者

安曇野市議会議員 井出 勝正

賛成者

安曇野市議会議員 小林 純子

安曇野市議会議員 猪狩 久美子

安曇野市議会議員 臼井 泰彦

宛 先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

防衛大臣

「反撃能力」の保持と防衛予算の倍増を閣議決定した
政府方針の撤回を求める意見書（案）

政府は、12月16日の閣議で、国家安全保障戦略等の「安保3文書」の改定を閣議決定した。この「安保3文書」には、「敵基地攻撃能力」を「反撃能力」との名称で保有すること及び、防衛費を今後5年間で43兆円に増額する方針が明記された。

敵基地攻撃能力とは、相手の領域内で攻撃できる能力であり、「反撃能力」と言い換えたところで国際法違反の先制攻撃となりかねず、専守防衛に反するものである。

防衛費の増額については、5年間で総額約43兆円、2027年度には防衛費をGDP比2%、11兆円まで倍増するとしており、これは現在世界第9位の防衛費が、一気に米国、中国に次ぐ第3位になるほどの増額である。

しかし、このような閣議決定は、日本の安全保障政策を根本から大転換するものであり、単に時の政権の独断によるものであってはならないことである。今日まで、国の防衛予算は専守防衛を限度とする自衛権の発動の範囲とする、としてきた国及び国民の意志から大きく逸脱するもので、憲法の平和主義の原理にも反するものである。

国際情勢にこれまでにない急激な変動が生じているとしても、この変化に対応するための国の意志決定は、主権者である国民に十分説明し、その理解を得ることが大前提である。本年3月のNHK世論調査によれば、防衛費増額について説明が「不十分だ」という人が、閣議決定からおおよそ3カ月経った今も66%に上っている。これは国会での議論もなく閣議決定したことに対する国民からの批判であり、民主主義国家としてあるまじき国政の現状を嘆く国民の声と受け止めるべきである。

よって、直ちに、「反撃能力」の保持と防衛予算の倍増を閣議決定した政府方針を撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

安曇野市議会議長 平林 明

（送付先）内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・防衛大臣